

事務連絡
平成30年12月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1228第4号
平成30年12月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成31年1月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの064(3)⑤ア中「スクリュー」を「スクリュー又はプレート形状のもの」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 脊椎スクリュー(固定型) 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎ロッド、脊椎プレート、脊椎コネクター又は脊椎ケージを脊椎に固定することを目的に使用する<u>スクリュー又はプレート形状のもの</u>であること。 イ スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していないこと。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>065～201 (略)</p> <p>III～IV (略)</p> | <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 脊椎スクリュー(固定型) 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎ロッド、脊椎プレート、脊椎コネクター又は脊椎ケージを脊椎に固定することを目的に使用する<u>スクリュー</u>であること。 イ スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していないこと。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>065～201 (略)</p> <p>III～IV (略)</p> |